

高島市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年6月20日

高島市監査委員 多胡 豊章  
高島市監査委員 廣本 昌久

## 財政援助団体等の監査結果に関する報告書

### 第1 監査の対象団体

名 称 株式会社オーイング・株式会社アイビックス共同事業体  
代 表 者 株式会社オーイング 滋賀支店 支店長 梶岡 昭夫  
所 在 地 高島市新旭町熊野本一丁目9番地5  
所管部局 高島市教育委員会教育総務部市民スポーツ課

### 第2 監査期間

令和5年4月4日から令和5年6月19日まで（監査の実施日：令和5年5月31日）

### 第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和3年度および令和4年度において執行した指定管理に係る出納その他関連した事務

### 第4 監査の主な着眼点

#### 1 公の施設の指定管理者監査

##### (1) 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

##### (2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。また、利用料金の収納は適正に行われ、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

## 第5 監査の方法

指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、第4の着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 団体の概要

### 1 共同事業体について

指定管理業務を受託するにあたり、共同事業体を組織し、指定管理業務の遂行に係る権限を代表者に委任するとともに共同事業体が負担する債務の履行に関して連携して責任を負うこととなっている。

共同事業体の代表者（受任者）：株式会社オーイング 滋賀支店

共同事業体の構成団体（委任者）：株式会社アイビックス 滋賀支店

### 2 共同事業体の構成団体の概要および主たる業務内容

指定管理者	(株)オーイング・(株)アイビックス共同事業体	
代表者	(株)オーイング滋賀支店 支店長 梶岡昭夫	
設立年月日	平成23年10月7日	
	株式会社 オーイング	株式会社 アイビックス
設立年月日	平成9年3月5日	昭和43年4月3日
資本金	30,000千円	98,000千円
従業員数	678名（R3.9.1現在）	2,181名（R3.4.1現在）
主たる業務内容	警備保障業務	警備保障業務
	ビル総合管理業務	総合ビル管理業務
	公共施設等の管理運営受託に関する業務	公共施設の管理運営業務
	建築物の設備機器保守管理業務	消防機器の販売および設置ならびに保守点検
	労働者派遣事業	労働者派遣業務
	プレハブ住宅の販売・施工	-
	建設業	産業廃棄物収集運搬業務
	-	駐車場管理業務
-	防犯機器の販売および設置	

## 第7 指定管理の概要

### 1 施設の概要

名称 高島市健康の森梅ノ子運動公園

目的 市民スポーツの振興と人々の交流による地域の活性化を図ること。

所在地 高島市安曇川町南古賀65番地

施設の規模 敷地面積 80,938㎡

施設の内容 屋外施設／①多目的グラウンド、②テニスコート場、③ゲートボール場、④芝生広場、⑤散策路、⑥大型複合遊具

・管理事務所 ・駐車場 ・自転車置場

指定管理者制度導入 平成24年4月1日

現指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理料 令和4年度： 16,700,000円/年

令和5年度： 16,700,000円/年

募集方法 公募

## 2 施設の業務

(1) 高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例 第4条

- ① 市民のスポーツ振興に関する業務
- ② スポーツ、レクリエーション等の交流による地域活性化に関する業務
- ③ スポーツによる市民の健康の保持増進に関する業務
- ④ その他運動公園の設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例 第11条

- ① 第4条各号に掲げる業務
- ② 運動公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 高島市健康の森梅ノ子運動公園の管理運営に関する基本協定書 第7条

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設および設備の維持管理に関する業務
- ③ その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 3 施設の運営状況

(1) 開園時間等（高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例より）

- ① 開館時間 午前8時30分から午後10時まで
- ② 休館日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）  
12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 利用者数の推移

参加人数：延数

	開園日数	市内	市外	合計
令和元年度	309	51,866	10,030	61,896
令和2年度	272	43,683	2,361	46,044
令和3年度	276	43,809	4,443	48,252

※令和2年4月20日～5月31日まで施設閉鎖

※令和3年8月27日～9月30日まで施設閉鎖

### (3) 施設利用料収入の推移

	施設利用料収入
令和元年度	3,227,950
令和2年度	1,773,500
令和3年度	2,216,650

## 第8 団体に対して支出した指定管理料

- 1 令和4年度に、市が団体に対して交付した指定管理料は次のとおりである。

年 度	指定管理料（円）	支出済額	支出年月日
令和4年度	16,700,000	4,175,000	R4. 7. 25
		4,175,000	R4. 10. 25
		4,175,000	R5. 1. 25
		4,175,000	R5. 3. 27

## 2 団体に対する指定管理料支出の根拠

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例

## 第9 監査の結果

監査の結果、指定管理に係る出納その他の事務は、概ね適正に行われているものと認められたが、以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

## ○ 所管部局関係

### 1 固有の預金口座について（注意事項）

収支報告書の正確性は、指定管理業務の内容や状況を客観的に明らかにするとともに、次期の指定管理料の算定や今後の方向性を検討する材料となることから極めて重要であり、そのために指定管理に関する資金の流れを証明する簡便な方法として、固有の預金口座の開設を求めている。

指定管理業務の固有口座を確認したところ、一部の資金が(株)オーイング本社（以下「本社」という。）の口座に移され、そこから人件費等が支払われていたことから、固有口座のみの確認では資金の動きを正確に検証することができなかった。

一方で、今回のように事業者の規模が大きい場合や複数の施設の指定管理業務を受けている場合など、本社で一元管理することで効率的に事務執行ができることも理解できる。

指定管理業務関連資金の管理方法および固有口座の運用方法などについて、指定管理者制

度の主担当課と所管課で協議し、必要な場合の協定内容の変更も含め、基本協定書の規定に疑義が生じないように対応されたい。

## 2 備品の適切な管理について（注意事項）

基本協定書に記載されている備品一覧と、市で管理されている本施設の備品台帳一覧が一致しなかった。協定書締結時に備品一覧と現物の一致は確認されているので、市の備品台帳の不用決定処理ができていないと考えられる。

また、備品に管理シールが貼られていないなど、備品管理が十分とは言えないことから、備品台帳等の整理をするとともに、備品の所有を明確にするために備品シール等で管理を行うなど、適切な管理をされたい。

## 3 施設利用予約のオンライン化について（意見）

施設予約の手続きについては、申請者が直接出向いて運動公園の管理センターに申請書を提出することとなっており、施設の空き状況等は電話による対応をされていた。

市DX推進戦略アクションプランでは、社会教育施設等の利用予約のオンライン化に取り組み、令和7年3月末までに電子申請に対応する計画となっているとの説明を受けたところであるが、業務の効率化、利用者の利便性の向上および施設稼働率の向上の観点からも、空き状況の確認や利用予約のオンライン化に着実に取り組まれることを要望する。

## ○ 指定管理者関係

### 1 指定管理業務に関する会計の独立性および明確性の確保について（注意事項）

基本協定書第30条は、「本業務の実施に係る支出および収入を適正に管理することを目的として、固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図る。」となっている。

指定管理業務の固有口座を確認したところ、口座の開設はなされているが、一部の支払いが本社の口座から支払われており、当該口座を経ていない支出があるとともに、領収書等が本社預かり等となっていることから、支出に係る証拠書類を確認できなかったものがあった。これは、給与等については施設職員が本社雇用の職員であることから、業務の効率化のため本社で一元管理しているためとの説明であった。

業務効率化のため本社での一元管理や本社での直接支出ということを直ちに排除するものではないが、基本協定書第30条の規定に疑義が生じないようにされるとともに、収支報告が指定管理に係る最も重要な資料であることから、その正確性を双方が確認できるよう、収支に係る領収書等の証拠書類が確認できる等の体制を市所管部局と協議され、その指導に基づいた対応を図られたい。

### 2 指定管理業務に関する会計の明確性の確保について（注意事項）

例年、報告されている指定管理業務収支決算書において、人事管理および経理事務経費が定額支出されているが、金額の根拠を確認したところ明確な回答が得られなかった。

業務効率化のため、人事・給与事務や経理事務を本社で一元管理されていること、また、こうした一元管理の所要経費として一定の算出基準による経費を見込むことは理解するが、金額とその算出根拠などについて双方が合意した手続きがあれば、そうした経費の透明性に

繋がるものと解する。こうした点について市所管部局と協議され、その指導に基づいた対応を図られたい。

### 3 指定管理施者が購入した備品の帰属について（注意事項）

市の基準では、指定管理料や利用料金等により購入したものについては市に帰属するものとなっている。

基本協定書の備品リストに掲載されていない備品として、指定管理者が購入または調達し所有されている備品の一覧を確認したところ、月次事業報告書の収支報告および年度事業報告書の決算報告書に記載されていた備品が含まれていた。

これは、今回の基本協定書を締結した令和4年2月25日以前に指定管理料や利用料金等により購入された備品であり、基本協定書の備品リストに掲載されるべきと考える。

備品を購入する際は、基本協定書に基づき事前に市所管部局と協議を行い、適正な備品管理になるよう十分注意されたい。

### 4 適正な施設管理について（意見）

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するための制度である。

今回の施設については、施設管理を専門とする民間事業者による共同事業体での運営を活かし、施設の清掃や芝の管理が行き届いており、遊具の安全点検も日々行われているなど、管理者として主体的に取り組まれていた。引き続き適正かつ良好な施設管理をお願いしたい。